

社会福祉法人 石川整肢学園 行動計画

女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法は、女性の職業生活における活躍の推進及び次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行うための法律が施行されました。

この法律に基づき、当法人も職員が仕事と子育てを両立できるような環境を整備する一端を担い、次世代育成支援対策として「一般事業主行動計画」を策定しております。

取り組み

「行動計画」は、施行から5年間、計画的に取り組むこととなっており、当法人においても実情に合った行動計画を変更し取り組みを行っていきます。

計画期間

令和 8年 4月 1日 ~ 令和13年 3月31日

目標1 : 管理職に占める女性労働者の割合50%の維持を目指す。

<取り組み内容>

- 令和 8年 4月~ 管理職に占める女性労働者の状況を把握する
- 令和 9年 4月~ 男女公正な昇進基準となっているか精査し、必要に応じ評価基準を検討する
- 令和 10年 4月~ 男女ともに活躍できる職場であることを求職者に向け発信
- 令和 12年 4月~ 安心して働き続けられるよう、規程の内容を見直す

目標2 : 職員が働きやすい環境を作るため、
年次有給休暇10日以上取得できるよう環境を整える

- 令和 8年 4月~ 部署毎の有給休暇等の状況を把握する
- 令和 9年 7月~ 有給休暇の年間計画表を作成し、計画的な取得を促進する。
運用していく中での課題点を取りまとめて次年度に向けて改善する
- 令和10年 4月~ 有給休暇の付与日数と取得日数を所属長へ周知し、
個人ごとに有給休暇の計画的な取得を促進する。
- 令和11年 4月~ 年次有給休暇、その他休暇の取得状況の把握
- 令和12年 4月~ 年次有給休暇の取得率目標を検討

目標 3 : 計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。

男性社員・・・取得率 50%以上

女性社員・・・女性社員全体と有期雇用の女性社員それぞれについて、
取得率 80%以上

<対策>

- 令和 8年4月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施
- 令和 11年4月～ 育児休業取得開始日から5日間を有給とする制度の導入を検討する

目標 4 : 全社員の時間外・休日労働時間の平均を毎月 30 時間未満とする。

<対策>

- 令和 8年4月～ 業務量の見直し、DX化による事務の効率化などの取組実施
- 令和 11年4月～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施